

一 保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（取締役等の兼職の認可の申請等） 第十四条の二 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 第一項の規定による保険会社に対する認可申請書又は当該認可申請書に添付すべき書類（以下この項において「認可申請書等」という。）の提出については、当該認可申請書等が電磁的記録（法第四条第三項に規定する電磁的記録をいう。第五十三条の十二を除き、以下同じ。）で作成されている場合には、電磁的方法（法第十六条第二項第四号に規定する電磁的方法をいう。第五十二条の十五、第五十二条の十七、第五十二条の十八、第五十二条の二十一第一項、第五十二条の二十四、第五十三条、第二百二十七条の二、第二百三十四条、第二百三十四条の二十一の二及び第二百三十四条の二十七を除き、以下同じ。）をもって行うことができる。</p> <p>（特定早期解約と保険契約の申込みの撤回又は解除との調整） 第五十三条の十二 保険会社は、特定早期解約を行うことができる旨の定めがある保険契約について、当該保険契約の申込みの撤回又は解除に係る書面又は法第三百九条第一項に規定する電磁的記録によ</p>	<p>（取締役等の兼職の認可の申請等） 第十四条の二 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>3 第一項の規定による保険会社に対する認可申請書又は当該認可申請書に添付すべき書類（以下この項において「認可申請書等」という。）の提出については、当該認可申請書等が電磁的記録（法第四条第三項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）で作成されている場合には、電磁的方法（法第十六条第二項第四号に規定する電磁的方法をいう。第五十二条の十五、第五十二条の十七、第五十二条の十八、第五十二条の二十一第一項、第五十二条の二十四、第五十三条、第二百二十七条の二、第二百三十四条、第二百三十四条の二十一の二及び第二百三十四条の二十七を除き、以下同じ。）をもって行うことができる。</p> <p>（特定早期解約と保険契約の申込みの撤回又は解除との調整） 第五十三条の十二 保険会社は、特定早期解約を行うことができる旨の定めがある保険契約について、当該保険契約の申込みの撤回又は解除に係る書面が特定早期解約を行うことができる期間内に到達し</p>

る通知が特定早期解約を行うことができる期間内に到達した場合に
は、当該通知を発した者に対し、特定早期解約を行うか否かの意思
を確認するための措置を講じなければならない。

た場合には、当該書面を発した者に対し、特定早期解約を行うか否
かの意思を確認するための措置を講じなければならない。

備考 表中の「」の記載は注記である。